

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例
○福島県税条例等の一部を改正する条例

規 則
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第三十五号

福島県税条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

- 第七条第二項中「第七十一条の三第二項」を「第七十一条の十三第二項」に改める。
- 第三十八条の二第二項中「第五十三条第六十四項」を「第五十三条第六十六項」に、「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改める。
- 第三十九条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号イ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。
- 四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者（同法

第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二十条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第三十九条の七第二項及び第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十九条の二第八項の表第三十九条の七第一項第一号及び第四項第一号並びに第三十九条の七の三第一項及び第二項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第三十九条の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第三十九条の七第四項の項中「第三十九条の七第四項」を「第三十九条の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十九条の七 第五項第二号	特別法人以外の法人 法人	特別法人以外の法人（第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
-------------------	-----------------	---

第三十九条の二第八項の表第三十九条の十一第一項各号列記以外の部分の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第三十九条の七第一項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ウ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第三十九条第一項第一号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額
- 第三十九条の十一第一項中「同項第三号アに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第三号イ」に改める。
- 第四十条の三中第十七項を第十八項とし、第八項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。
- 8 知事は、第四項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、第四項の

規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第四十条の十三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。
9 知事は、第五項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。
第七十一条の四中「第七十一条第五項」を「第七十一条第六項」に改める。
附則第七条第三項第一号中、「性別」を削る。

附則第七条の四の四第一項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項）」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改める。

附則第八条第三項中「第三十九条第一項第二号に規定するガス供給業」を「ガス供給業（第三十九条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。）」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「掲げる法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業年度終了の時に、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の施行令附則第六条の二第四項に規定する事項を公表している場合として施行令附則第六条の二第五項に規定する場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給額増加額」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給額」と改め、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給額」と改め、同条第六項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給額」と改め、同条第七項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給額」と改め、同条第八項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条第九項中「第六条の二第七項」を「第六条の二

第九項」に改め、同条第十項中「第六条の二第八項」を「第六条の二第十項」に改め、同条第十一項中「施行規則」を「施行規則附則第二条の九第四項」に、「第六条の二第九項」を「第六条の二第十一項」に改め、同条第十二項中「第六条の二第十項」を「第六条の二第十二項」に改める。

附則第八条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附則第八条の二の三第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第九条の九中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第九条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第三項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七条第二十三項」を「第七条第二十二項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「第七条第二十四項」を「第七条第二十三項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三条の二の二十一」を「第三条の二の二十」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条に次の一項を加える。

13 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第七条第二十四項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第九条の五第三項中「第四十条の三第九項」を「第四十条の三第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「第四十条の三第九項、第十一項及び第十二項」を「第四十条の三第十項、第十二項及び第十三項」に改め、同項の表第四十条の三第九項の項中「第四十条の三第九項」を「第四十条の三第十項」に改め、同表第四十条の三第十項の項中「第四十一項及び第四十二項第一号、第四十条の十六の三並びに附則第九条第一項の項中「第四十条の三第十一項及び第十二項第一号」を「第四十条の三第十二項及び第十三項第一号」に改める。

附則第十条第三項中「第六十四項及び第六十五項」を「第六十三項及び第六十四項」に、「同条第六十四項第一号」を「同条第六十三項第一号」に改め、同条第五項中「第十五項」を「第十三項」に、「第十九項から第二十四項」を「第十七項から第二十二

項」に改める。
 附則第十三条の三第一項中「で定める」を「附則第十六条の二の十一第一項に規定する」に改める。
 附則第二十四条第二項中「第四十五条第三項」を「第五条の四の三第三項」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を改正する条例(令和二年福島県条例第三十四号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の福島県税条例の一部を次のように改正する。
 第三十九条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号イ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなし小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「同法第二条第一項第十四号」に改め、「発電事業等」という。)の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十九条の七第一項及び第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合計額

第三十九条の二第八項の表第三十九条の七第一項第一号及び第四項第一号並びに第三十九条の十二の三第一項及び第二項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第三十九条の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第三十九条の七第四項の項中「第三十九条の七第四項」を「第三十九条の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十九条の七 第五項第二号	特別法人以外の 法人	特別法人以外の法人(第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
-------------------	---------------	---

第三十九条の二第八項の表第三十九条の十一第一項各号列記以外の部分の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。
 第三十九条の七第一項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、

同項第一号ウ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十九条第一項第一号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額
- 第三十九条の十一第一項中「同項第三号アに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同項第三号イ」に改める。

附則第八条第三項中「第三十九条第一項第二号に規定するガス供給業」を「ガス供給業(第三十九条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。)」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「連結申告法人」の下に「以下この項及び」を加え、「」を除く。)の下に「並びに第三十九条第一項第四号に掲げる事業を行う法人(連結申告法人を除く。)」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「(当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第三項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他施行令附則第六条の二第四項に規定する事項を公表している場合として施行令附則第六条の二第五項に規定する場合に限る。)」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第五項中「限る。)」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人(連結申告法人に限る。)」を加え、同条第六項中「第四項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」

とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「第四項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第七項中「これらの規定中」を「第四項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第七項に規定する事業税を課されない事業等以外の事業に係る額（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、施行令附則第六条の二第六項に規定するところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、第五項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二第六項」に改め、同条第八項中「第四項及び第五項の規定」を「第四項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第五項の規定」に改め、「施行規則」の下に「第五条第一項」を加え、同条第九項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条第十項中「第六条の二第七項」を「第六条の二第九項」に改め、同条第十一項中「第六条の二第八項」を「第六条の二第十項」に改め、同条第十二項中「施行規則」を「施行規則附則第二条の九第四項」に、「第六条の二第九項」を「第六条の二第十一項」に改め、同条に次の一項を加える。

13 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模がガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第五条第一項に規定する規模以上であることその他同条第二項に規定する要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であった者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして施行規則附則第二条の十に規定するものを行う場合における第三十九条の四第一項第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第十二項に規定する金額を控除し

た金額による。

附則第八条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附則第八条の二の三第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県条例第七条第二項及び第七十一条の四並びに同条例附則第十三条の三第一項及び第二十四条第二項の改正規定（公布の日

二 第一条中福島県条例附則第九条第三項の改正規定（「第十条第二号」を「第十条第一項」に改める部分に限る。） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に關する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三 第一条中福島県条例附則第九条第一項の改正規定並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第

号）の施行の日

（県民税に關する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）附則第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した第一条の規定による改正前の福島県条例（以下「旧条例」という。）附則第七条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の県民税に關する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に關する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第三項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第三十九条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行つていた法人（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七

号) 附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)(次条第三項において「ガス製造事業者等」という。)に限る。)の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下この項及び次条第三項において「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和四十五年法律第二百二十六号)第七十二條の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二條の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日に属する各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。)(による改正前の法人税法(昭和四十五年法律第三十四号)以下この項において「令和二年改正前法人税法」という。)(第十五條の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(の法人税の課税標準である連結所得(令和二年改正前法人税法第二十八條の四に規定する連結所得をいう。次条第三項において同じ。)(に係る当該法人の個別所得金額(令和二年改正前法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条第三項において同じ。)(の計算の例により算定していたものとみなす。

第四条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の福島県条例の一部を改正する条例(令和二年福島県条例第三十四号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の福島県条例(以下この条において「新令和二年改正前福島県条例」という。)(の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前福島県条例第三十九條第一項第三号、第三十九條の七第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)(及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前福島県条例第三十九條第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。)(を行っていた法人(ガス製造事業者等に限る。)(の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等改正法第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二條の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日に属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例に

より算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二條の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日に属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第九条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第九条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第九条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

(税 務 課)

規 則

福島県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第三十三号

福島県条例施行規則の一部を改正する規則

福島県条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式その二の二中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第231条の2」を「第231条の2の3第1項」に改める。
第七十四号様式、第七十五号様式、第七十六号様式及び第七十七号様式中「四」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則第七十四号様式、第七十五号様式、第七十六号様式及び第七十七号様式による報告書は、改正後の福島県税条例施行規則第七十四号様式、第七十五号様式、第七十六号様式及び第七十七号様式による報告書とみなす。

(税 務 課)